

西播磨海岸地域広域景観形成基準（旧風景形成基準）

1 風景の特性

西播磨海岸地域は、現在、兵庫県の瀬戸内海側で有数の長さを誇る自然海岸が残っている貴重なところとなっている。

西播磨海岸地域の特徴は、沈降型の海岸であり、鼻や崎といった“岬”と湾や入江といった“浦”によって構成され、それらが背後に控えた丘陵の緑豊かな山並みと、出入りの多い海岸線と、その南に広がる陽光にきらめく波静かで穏やかな海と、その海に点在する小さな島々などが相まって美しい風景を形成していることである。古来から、万葉の歌人たちなどが、その風景の美しさを称え、多くの歌を詠み、残しているところである。

西播磨海岸地域のその出入りの多い海岸線は、古来から大陸や太宰府と京の都を結ぶ海の官道である瀬戸内海の東端部に位置し、東西の岬で構成される入り江の浦には、潮流の強く当たる区域を避けるように、波・風の当たりにくい領域である湾の奥やその谷筋に沿って密集した漁村集落を形成してきた。これら漁村のうち、特に港湾条件などの優れたところは、瀬戸内海有数の港町を形成してきている。

一方、浦の集落を風・波から守る岬は、古くから神の降臨の場とされ人々の信仰を集め、現在も人々は来訪神型の神社を祀り保全しており、その背後の豊かな緑の丘陵は魚つき保安林等ともなっており、美しい緑の海岸線を形成している。

また、多島美と波静かな瀬戸内海の眺望性と都市からの優れたアクセス性によって、風光明媚な岬の領域では、西播磨海岸の自然を求めて訪れる人々のための宿泊施設や保養施設が、緑豊かな自然環境の中に点在している。人々は、自然を求めるばかりでなく、西播磨海岸の親水性を活かした海水浴等のリクリエーションや、近年では特色ある公園等にも、多数訪れている。

このような西播磨海岸地域のかげがえのない風景を県民の共感のもとに保全・継承し、さらに向上・発展させていく必要がある。そこで、美しい風景づくりを推進していくために、次のとおり西播磨海岸地域を「浦・集落景観領域」と「岬・丘陵景観領域」との2つの領域に区分し、風景の形成を図っていくこととする。

ア 浦・集落景観領域

自然との調和に加え、市街地として集積立地している建築物相互間の調和にも配慮することにより、景観的な質の維持・向上が図られると考えられる区域。若しくは、将来そのような可能性が高い区域

イ 岬・丘陵景観領域

岬や丘陵との調和、あるいは背景にある緑豊かな山並みとの調和を図り、できる限り丘陵地や山地としての全体の景観を保全することにより、景観的な質の維持・向上が図られると考えられる区域

ただし、知事が景観審議会の意見を聴いた上、この地域の優れた風景の形成を図る上でこの基準を適用することが適当でないとする大規模建築物等については、この風景形成基準によらないことができることとする。

2 大規模建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料又は色彩等

対象種別領域等	建築物			工作物
	浦・集落景観領域		岬・丘陵景観領域	
	集落区域	工業系区域		
基本目標	個性のある風景の発掘と創造 (西播磨海岸らしさの創造) 自然の摂理を生かす (自然を守りながら利用する視点) 地域の生活環境の質的向上(生活環境の保全と創造) 伝統文化の再認識(歴史的な環境の保全と再生)			・左記に同じ
基本方針	岬、崎及び鼻からの風景の保全と調和 海上からの風景の調和 海岸道路軸からの風景の調和 視点場(展望台、眺望点)からの風景の保全と調和			・左記に同じ
位置 ・ 規模	〔位置(眺望視線の保全)〕 ・分散したり、分棟したりするなど、周辺景観に突出しない位置・規模とする。 ・主要な視点場から見て、背景の山地や丘陵のスカイラインを分断し、又は遮へいしないよう努める。	〔位置(眺望視線の保全)〕 ・左記に同じ ・左記に同じ	〔位置(眺望視線の保全)〕 ・左記に同じ ・左記に同じ	〔位置(眺望視線の保全)〕 ・左記に同じ ・左記に同じ

対象種別領域等	建築物			工作物
	浦・集落景観領域		岬・丘陵景観領域	
	集落区域	工業系区域		
位置 ・ 規模	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な視点場から見て、社寺等、歴史的ランドマークを遮らないよう努める。 ・主要な視点場からの海への眺望や海岸線への眺望を遮らないよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・まちのシンボルとして地域の特性を生かしたデザインとなるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・敷地が山裾の場合、谷のひだに配置するなど景観上突出しないよう努める。 ・山並みの稜線上や海岸沿いの配置は避けるよう努める。 ・集落や谷筋を見通す視線を遮らないよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ（領域別） ・左記に同じ（領域別） ・左記に同じ（領域別）
	〔高さ〕	〔高さ〕	〔高さ〕	〔高さ〕
	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な視点場から見て山のスカイラインや集落等の建築群から突出しない高さとするよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な視点場から見て、山のスカイラインを切らない高さとするよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な視点場から見て、岬や鼻の丘陵地のスカイラインを切らない高さとし、周囲の環境に溶け込むよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ（領域別）

対象種別領域等	建築物			工作物
	浦・集落景観領域		岬・丘陵景観領域	
	集落区域	工業系区域		
位置・規模	<p>〔周辺建築物との関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺に建築物がある場合は以下の点に配慮する。 (1) 接道部の軒高の連続性に配慮する。 (2) 雁行型配置や分節デザインに努め、周辺建築物の間口幅との調和に配慮する。 	<p>〔周辺建築物との関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<p>〔周辺建築物との関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<p>〔周辺建築物との関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ
	<p>〔敷地〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然地形を尊重し、造成は必要最小限とし、周辺地形になじむよう努める。 ・造成により法面や擁壁が生じる場合は、石積み等の自然材料の利用に努める。 	<p>〔敷地〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<p>〔敷地〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<p>〔敷地〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ

対象種別領域等		建築物			工作物
		浦・集落景観領域		岬・丘陵景観領域	
		集落区域	工業系区域		
位置	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・裸地の法面やコンクリート等の自然材料以外で擁壁を設置した場合は、遮へい緑化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・余裕ある敷地を確保し、建ぺい率・容積率にゆとりを持たせるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ（領域別）
意匠	壁面	<ul style="list-style-type: none"> ・海水面と調和しやすい水平美を基調とした意匠に努める。 ・外側に低層部を階段状に配置したり、雁行型平面を行うなど、巨大な壁面が目立たないよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・水平美を基調とした意匠に努める。 ・緑と調和するよう陰影のある深い建築立面の意匠となるよう配慮する。 ・分節したり、雁行型とするなど、周辺と調和した意匠に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。

対象種別領域等		建築物			工作物
		浦・集落景観領域		岬・丘陵景観領域	
		集落区域	工業系区域		
意匠	壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> 給水管、ダクト等は、外壁面に露出させないよう設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 給水管、ダクト等は、外壁面に露出させないよう設置する。やむを得ず外部に露出する場合は、壁面と同色の仕上げを施す等の措置を講ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。[再掲]
	屋根・屋上	<ul style="list-style-type: none"> 屋根形状は、勾配屋根とするよう努める。 塔屋部の突出を避け、建築物と一体的なデザインとなるよう配慮する。やむを得ず塔屋を設ける場合は、勾配屋根にするなど建築物本体との調和に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 屋根形状は、勾配屋根や周辺と調和した形状とするよう努める。 	

対象種別領域等		建築物			工作物
		浦・集落景観領域		岬・丘陵景観領域	
		集落区域	工業系区域		
意匠	屋上設備	<ul style="list-style-type: none"> ・建物に取り込んだり、疑似屋根的な処理によって適切な覆い措置を講じるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面を立ち上げたり、疑似屋根的な処理によって適切な覆い措置を講じるなど、突出しないようスカイライン処理に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上設備は設置しないよう努める。やむを得ず設置する場合は、壁面を立ち上げたり、疑似屋根的な処理によって適切な覆い措置を講じるなど、突出しないようスカイライン処理に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。 [再掲]
	低層部	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な無窓壁など、単調な壁面をつくらぬよう努める。 ・出入口部は、緑と調和するよう陰影のある深い建築立面の意匠となるよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	
	基礎部	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎部は、周辺の自然景観と調和するよう努める。 		<ul style="list-style-type: none"> ・基礎部は、周辺の自然景観と調和するよう努める。 	

対象種別領域等		建築物			工作物
		浦・集落景観領域		岬・丘陵景観領域	
		集落区域	工業系区域		
意匠	駐車場部	・周辺と調和した出入口意匠や外壁仕上げとなるよう配慮し、主要な視点場、特に見下ろす位置にある視点場から自動車が見えにくい構成となるよう努める。	・左記に同じ	・左記に同じ	・左記に同じ
	屋外階段	・形態、材料、色彩によって建築物と調和するよう努める。	・左記に同じ	・左記に同じ	・周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。
	ベランダ等	・建築物との調和を図り、洗濯物が通りから見えにくい構造・意匠となるよう努める。	・左記に同じ	・左記に同じ	
	日除け	・必要最小限のものとし、建物との調和に努める	・左記に同じ	・左記に同じ	
	その他	・伝統的なまち並み領域の隣接地では、周辺との連続性、壁面位置、意匠、建具、素材等に配慮する。	・多くの視線を集める場所に建つ場合には、建築物の意匠に特に配慮する。	・左記に同じ	・左記に同じ（領域別）

対象種別領域等	建築物			工作物
	浦・集落景観領域		岬・丘陵景観領域	
	集落区域	工業系区域		
材料	<ul style="list-style-type: none"> ・金属やガラス等の光沢性のある材料を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。 ・経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう配慮する。 ・下見板や基礎や擁壁には、地場材料やそれに類した材料を活用するよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・特徴的な地場材料がある場合は、地場材料やそれに類した素材を活用するなど、地域性に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・金属やガラス等の光沢性のある材料を大きな面積で用いないよう努める。大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に努める。 ・左記に同じ ・下見板や基礎や擁壁には、地場材料やそれに類した材料を活用するよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ（領域別） ・左記に同じ ・左記に同じ（領域別）

対象種別領域等		建築物			工作物
		浦・集落景観領域		岬・丘陵景観領域	
		集落区域	工業系区域		
色彩	外壁	<p>・基調となる色彩は、けばけばしくならないよう努める。その範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとし、色彩の演出に工夫する。</p> <p>(1) R(赤)系又はY R(橙)系の色相を使用する場合は、彩度4以下</p> <p>(2) Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下</p> <p>(3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</p> <p>・伝統的なまち並み領域では、周囲との色調等の連続性に配慮する。</p>	<p>・基調となる色彩は、けばけばしくならないよう努める。その範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとし、色彩の演出に工夫する。</p> <p>(1) R(赤)系又はY R(橙)系の色相を使用する場合は、彩度5以下</p> <p>(2) Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下</p> <p>(3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</p> <p>・大面積の壁面は、周囲の自然との調和に特に配慮する。</p>	<p>・基調となる色彩は、けばけばしくならないよう努める。その範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとし、色彩の演出に工夫する。</p> <p>(1) R(赤)系又はY R(橙)系の色相を使用する場合は、彩度4以下</p> <p>(2) Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下</p> <p>(3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</p> <p>・海岸線や緑と調和した落ち着いた色調に努める。</p>	<p>・左記に同じ（領域別）</p> <p>・左記に同じ（領域別）</p>

対象種別領域等		建築物			工作物
		浦・集落景観領域		岬・丘陵景観領域	
		集落区域	工業系区域		
色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立地では、上記の低彩度の色彩に加えて、色調及び色相の異なるアクセントカラーの使用についても、低彩度とし、変化の中にも、落ち着いた調和を図るものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・上記にかかわらず、航空法（昭和27年法律第231号）その他の法令により、色彩について許可等を受けて設置する工作物並びに広告塔、公告板及び遊技施設については適用しない。

対象種別領域等		建築物			工作物
		浦・集落景観領域		岬・丘陵景観領域	
		集落区域	工業系区域		
色彩	屋根	<p>・和瓦の家並みと違和感がなく周辺の緑をより印象的に見せる低彩度の落ち着いた色調に努める。その範囲は、マンセル色票系においては、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 10R（赤）から5Y（黄）までの色相を使用する場合は、彩度2以下</p> <p>(2) その他の色相を使用する場合は、彩度1以下</p> <p>(3) 和瓦を除き明度は全色相6以下</p>	<p>・周辺の緑と調和しやすい低彩度の落ち着いた色調に努める。その範囲は、外壁の基準に準じる。</p>	<p>・左記に同じ</p>	<p>・左記に同じ（領域別）ただし、航空法その他の法令により、色彩について許可等を受けて設置する工作物並びに広告塔、公告板及び遊技施設については適用しない。</p>

対象種別領域等		建築物			工作物
		浦・集落景観領域		岬・丘陵景観領域	
		集落区域	工業系区域		
その他	太陽光発電パネル	<ul style="list-style-type: none"> ・設置する壁面・屋根面の色彩等との調和や建築物と一体的な意匠とするなど、建築物からの突出感、違和感の軽減を図り、通りからの見え方に配慮する。 ・地上に設置する場合は、通りや周辺から展望できる部分において、植栽等により修景を行うなど、周辺景観に違和感を与えないよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置する工作物の色彩等との調和や、工作物と一体的な意匠とするなど、周辺からの見え方に配慮する。 ・左記に同じ
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・四周からの眺めに配慮し、敷地内に中・高木を適切に配置し、まとまりのある緑の創出や周辺の既存樹林と調和する植栽に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑に包まれた印象となるよう、地域の環境に適した在来種を選定するなど、自然植生を考慮した上で、敷地内に中・高木を適切に配置し周辺の緑地環境と調和するよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の植栽に努める。

対象種別領域等		建築物			工作物
		浦・集落景観領域		岬・丘陵景観領域	
		集落区域	工業系区域		
その他	植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な視点場からの見え方に配慮し、まとまった緑による建物の遮へいや分節化に努める。 ・現在ある樹木はできる限り伐採せず、保全するように配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の植栽に努める。[再掲]
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・位置、植栽、塀・門の意匠等に配慮する。 ・新しい埋立地では、周辺の既存樹林と調和するよう敷地の四周などの緑化に努める。 ・主要な視点場、特に見下ろす位置にある視点場から自動車が見えにくいように配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ

対象種別領域等		建築物			工作物
		浦・集落景観領域		岬・丘陵景観領域	
		集落区域	工業系区域		
その他	外構	・単調で閉鎖的な塀・擁壁を避けるなど、周辺のまち並みや自然景観と調和した印象となるよう配慮する。	・左記に同じ	・左記に同じ	・左記に同じ
	掲出物	・案内板、広告物等の掲出物は、周囲のまち並みや環境と調和した意匠、形状及び材料に努める。	・左記に同じ	・左記に同じ	・左記に同じ

注) 浦・集落景観領域のうち「工業系区域」は、相生市における都市計画法に基づく用途地域のうち、工業地域及び工業専用地域の区域を示す。